

## 「成田市 地域公共交通活性化協議会」と 「成田市 地域公共交通会議」の統合に向けた検討

### 【統合の目的】

都市計画課が所管する「成田市 地域公共交通活性化協議会」と 交通防犯課が所管する「成田市 地域公共交通会議」は、いずれも地域公共交通に関して協議する場であるほか、それぞれの会議体の構成メンバーの多くが重複しているといった現状もあることから、会議体を一本化することで構成メンバーの負担軽減及び効率的な協議会運営を目指す。

### 【「地域公共交通活性化協議会」と「地域公共交通会議」の違い】

	成田市地域公共交通 活性化協議会	成田市地域公共交通会議
設置目的	成田市地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項を協議する。 *「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(第6条)に基づく法定協議会	住民の生活に必要な輸送の確保及び公共交通の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する。
根拠法令	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	道路運送法施行規則
対象の交通モード	バス、タクシー、鉄道	バス、タクシー
構成員	市民、交通事業者、学識経験者、商工会議所、観光協会、空港会社、運輸局、県、警察、市	市民、交通事業者、千葉交通労働組合、運輸局、県、警察、市
参加応諾義務	あり 活性化法第6条第4項 「前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない」	法律上規定なし
協議結果	参加者の尊重義務あり 活性化法第6条第5項 「協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない」	法律上規定なし